

議案第27号

財産の貸付けについて

財産を下記のとおり減額貸付けするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年3月3日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

1 減額貸付けする財産

土地 かすみがうら市牛渡2562番1、2870番2、2873番4、
2977番、2977番2

地籍 18589.29平方メートル

建物 (1) 特別教室棟

構造 鉄筋コンクリート造 2階建て

延べ床面積 655平方メートル

(2) 倉庫

構造 木造 平屋建て

延べ床面積 58平方メートル

2 減額貸付けの相手方

東京都台東区東上野二丁目16番1号

日立建機株式会社

代表取締役執行役社長 平野 耕太郎

3 貸付期間

令和5年4月1日から令和15年3月31日まで

4 減額後の貸付料

年額2,640,000円

内訳 土地 2,640,000円

建物 特別教室棟 無償

倉庫 無償

5 減額貸付けの理由

当該財産を貸し付けることにより、廃校施設の有効活用、地域活性化、市負担経費の削減が図られるため、減額貸付けを行うもの